

## 高山市中学校各種大会派遣補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、学校教育の円滑化を図るため、高山市中学校の個人又は団体の各種大会への参加に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象等)

第2条 補助金の対象となる活動、補助金の対象者及び対象経費並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

### (交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各種大会への参加予定を事前に市長に報告したうえで、大会参加後に高山市中学校各種大会派遣補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会の概要及び出場者のわかる書類
- (2) 交通費等の領収書の写し
- (3) 他に参加費用の助成等がある場合は助成費用のわかる書類
- (4) クラブ活動の場合は、対象となる大会参加であることを学校長が認めたことがわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の交付)

第4条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付すべきと決定したときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

### (補助金の返還)

第5条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助金名	補助対象とする活動	補助対象経費	補助金の額
高山市中学校各種大会派遣補助金	学校活動	<p>1 対象となる大会 対象となる大会は、次の大会のうち、岐阜県大会、東海大会及び全国大会とする。</p> <p>(1) 中学校体育大会（中体連主催のもの） (2) 中学校吹奏楽コンクール（吹奏楽連盟主催のもの） (3) 全国中学校音楽コンクール（NHK主催のもの） (4) その他市長が認める大会</p> <p>2 対象者 対象となる生徒、教職員等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 対象となる大会に、選手又は補欠として出場する権利を得た生徒とする。ただし、補欠の人数については、協議の上決定する。 (2) 引率者は、1団体につきコーチを含む2名までとする。ただし、10名未満の団体は、1名とする。 (3) 出場する学校の責任者は、1名とする。 (4) 代表理事は、1名とする。</p> <p>3 対象経費 対象となる経費は、次の経費とし、他の機関又は団体等から負担を受けることができる経費を除く。</p> <p>(1) 交通費 (2) 宿泊料 (3) 参加料 (4) その他必要と認めたもの</p>	補助対象経費のうち準・要保護生徒は全額、その他の生徒及び引率職員は2分の1以内の額
	課外活動	<p>1 対象となる大会 対象となる大会は、予選大会が開催されるもので、予選通過後の都道府県大会、地方大会、全国大会及び市長が認める大会とし、事前に教育委員会の承認を得た大会とする。</p> <p>ただし、1団体につき同一の主催による1大会までとする。</p> <p>2 対象者 対象となる生徒、コーチ等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会が認めるクラブ活動に所属する生徒とする。 (2) コーチ等は、教育委員会が認めるクラブ活動で高山市に本拠地があるクラブ活動に所属する者とする。 (3) 対象となる大会に、選手又は補欠として出場する権利を得た生徒とする。ただし、補欠の人数については、協議の上決定する。 (4) 引率者は、1団体につきコーチを含む2名までとする。ただし、10名未満の団体は1名とする。</p> <p>3 対象経費 対象となる経費は、次の経費とし、他の機関又は団体等から負担を受けることができる経費を除く。</p> <p>(1) 交通費 (2) 宿泊料 (3) 参加料 (4) その他必要と認めたもの</p>	